

「殺そうという意思」は否定しつつ殺意を肯定した事案

【文献種別】 判決／札幌地方裁判所
【裁判年月日】 令和6年6月21日
【事件番号】 令和6年（わ）第136号
【事件名】 殺人未遂被告事件
【裁判結果】 有罪
【参照法令】 刑法199条・203条
【掲載誌】 裁判所ウェブサイト
◆ LEX/DB 文献番号 25573683

福岡大学准教授 大庭沙織

事実の概要

被告人は、マンション内において、約6年間交際していた被害者Aから別れ話を告げられたと思い、激しい怒りや絶望感を募らせ、手に取ったセラミックペティナイフ（刃体の長さ約7.5cm。以下「本件ナイフ」という。）でAに痛い思いをさせてやろうと考え、被告人に背を向けて横たわっているAに対し、あえて右の逆手で握った本件ナイフを力一杯の速さで振り下ろして、Aの背部を1回突き刺し、加療約1か月間を要する左背部刺創、左肺損傷、左血気胸等の傷害を負わせた。殺意の有無が争点となった。

判決の要旨

本判決は次のとおり、「Aを殺そうという意思」は否定しつつ、「Aが死亡しても構わないとの殺意」は認めて、殺人未遂罪の成立を認め、懲役4年を言い渡した。

1 「Aを殺そうという意思」について

「被告人が手にした本件ナイフは、100円ショップで売られているセラミック製のもので、刃体の長さも約7.5センチメートルと小さく、人を殺す凶器としては迫力に欠くものであった。また、被告人は、Aが背中を向けて横になっているところを本件ナイフで刺したのであるが、殺害を企図していたのであれば首筋等確実に殺害できる部位を刺すことができたにもかかわらず、そのような部

位は刺していない。被告人にとってAはなくてはならない大切な存在であったことも考慮すると、被告人の攻撃意思が、Aに痛い思いをさせることを超えて殺害まで企図したものであったとみるには疑いが残る。」

「また、そもそも被告人は、これまでもAから別れ話をされたと思うと、Aの気を惹くためAに対して『死ぬ』『殺す』といった言葉を用いることがあり、自殺未遂を図ったりAに包丁を突きつけたりしたこともあることからして、生命を害することに対するハードルが相当低いと認められる。そうすると、今回、本件ナイフでAの背部を刺したのも、被告人にとってみれば別れようとしているAを翻意させるためにとってきた行動の延長とみることができ、これを超えて何か特別な事情でAを殺そうとしたとみることは疑問が残る。また、被告人は、本件直後にAに対して『別れるくらいなら殺すって言ったよね』と発言しているが、この発言も生命を害することに対するハードルの低さから咄嗟に出たもので、殺す意思の表れとまで断言するには疑いが残る。これらの点からみても、被告人にAを殺そうという意思があったとは認められない。」

2 「Aが死亡しても構わないとの殺意」について

「本件ナイフは、人を殺す凶器としては迫力に欠く小さなものではあったが……殺傷能力はあり、「被告人は、このような本件ナイフを右の逆手に握って力一杯の速さでAの背部に振り下ろし

たのであって、その結果、本件ナイフの刃は根元まで深くAの体内に刺さり、Aの肺や肋間動脈等を損傷し、Aは搬送先での迅速な救命措置がなければ死亡しかねないほどの重傷を負った。このように、被告人の行為は人を死亡させる危険性の高いものであった」。

「被告人の認識についてみると」、被告人は「腕のような肢体部分ではなく、胴体部分である背中を認識して」、上記のような刺し方で刺したのであるから、本件ナイフの刃体が短めであったとはいえ、「Aの体内にある程度深く刺さることは被告人も認識していたといえる。したがって、被告人は、自己の行為が人を死亡させる危険性の高い行為であることを認識していたと認められる。」

被告人は、本件当時、激しい怒りと絶望感を募らせてパニックに陥っていたが、突発的にAを刺したのではなく、「被告人の感覚では5分程度の間、まずは本件ナイフで自分自身を傷つけること」について考えを巡らせた上で本件行為に及んでおり、「被告人には冷静に考えて行動できる部分が十分残っていたと認められる」から、「被告人がパニックに陥っていたことを考慮しても」、上記認識はあったと認められる。

「以上より、被告人は、自身の行為が人を死亡させる危険性の高い行為であると認識していたと認められ、そのような認識がありながらAを刺したのであるから、Aが死亡しても構わないとの殺意があったと認められる」。

判例の解説

一 本判決の意義

本判決は裁判員裁判であり、司法研修所編『難解な法律概念と裁判員裁判』（法曹会、2009年）12頁（以下「司法研究」という。）の殺意の説明に則って「死んでも構わない」という未必的な殺意を認定したが、それを超えて「殺そうという意思」までは認めなかった。本判決では、凶器や攻撃部位を含む行為態様が、一方では「殺そうという意思」まで認められない理由とされ、他方で「死んでも構わない」という殺意が認められる理由とされており、「殺そうという意思」の認定と未必の殺意の認定とで、行為態様を間接事実として評価する視点の違いが表れている点で、特に参考になるように思われる。本稿では、まず、行為態様を

第一に重視して殺意を認定する司法研究に則った未必の殺意の認定方法を確認した上で、「殺そうという意思」の認定方法について検討する。

二 司法研究による殺意の説明とその認定について

1 司法研究による殺意の説明

司法研究は、裁判員に向けて、被害者を死亡させる危険性の高い行為が行われた事案における殺意について、「人が死ぬ危険性（可能性）が高い行為をそのような行為であると分かって行った以上殺意が認められる」と説明することを提案し¹⁾、以降多くの裁判例がこれに則って殺意を認定してきた²⁾。

当初、司法研究の説明は、行為や行為の危険性さえ認識していれば殺意として足りるというように殺意の定義を変容させるとの批判が見られた³⁾。しかし、司法研究の説明に則って殺意を認めた裁判例を見ると、司法研究の説明は、「行為の危険性が客観的に高く、それを被告人自身も認識していた場合には殺意が認められる」という殺意の判断枠組みとして用いられていると理解でき⁴⁾、これによって殺意の定義が変化したとは見受けられない。裁判例は、殺意の推認を妨げる可能性のある事情が特になければ司法研究の説明どおりに殺意を認定し、そのような事情がある事案では、司法研究の説明を用いつつ、当時の被告人の心情について詳細に検討し、「被害者が死亡してもかまわない」「やむをえない」といった従来の理解どおりの表現を用いて殺意を認定している⁵⁾。本判決も、被告人がパニック状態にあったという殺意の推認を妨げる事情や、殺意を否定する被告人の供述を踏まえ、司法研究の説明を用いつつ、最終的に「Aが死亡しても構わないとの殺意」を認定した。

2 司法研究の説明に則った殺意の認定

司法研究の説明の下では、まず、行為が、客観的に人を死亡させる危険性が高いものであったか判断し（第1段階）、次に、行為者がそれを認識していたか判断する（第2段階）という、「2段階の推定」によって殺意が認定される⁶⁾。したがって、凶器の性状と用法、攻撃部位、創傷の程度などの、行為の客観的危険性を示す間接事実が不可欠な考慮要素とされる⁷⁾。本件でも、まず、ナイ

フの殺傷能力、狙った部位が背中であること、力一杯刺したこと、および、被害者の創傷の程度から行為の客観的危険性を判断している。

そして、通常は、危険性の高い行為を被告人が意識的に行った以上、その危険性の認識もあったと推認されるが、本件被告人のようにパニックに陥っていたなどして、被告人本人は自己の行為について正確に認識していなかった場合もありうる。そのような場合は、行為前後も含めた被告人の様子（本件では被告人が考えを巡らせてから行為に及んだこと）などから、被告人は実際に自己の行為の危険性について認識を持つことができなかつたかを判断する必要がある。本件被告人のように行為時にパニックに陥っていたとしても、行為態様それ自体や行為前後の態度などから、被告人が、行為当時なお物事を冷静に考えたり、周囲の状況を把握することができていたと認められる場合⁸⁾には、自己の行為から被害者が死亡する危険性についても認識できたし、していたと認めることができるから、殺意は否定されないであろう。

なお、本件では、殺意を認定するにあたり、動機や行為前後の事情などは考慮されていないが、司法研究の説明はこれらを間接事実とすることを妨げるものではない⁹⁾。

三 「人を殺そうという意思」の認定について

1 未必の殺意を超えた殺人の意図や意欲の認定方法

故意犯の成立には未必的な故意があれば足り、意図や確定的故意までは必要ではないが、それらは量刑において影響を及ぼし、未必の故意とは証拠構造も異なってくると説明される¹⁰⁾。裁判員裁判においても、計画的な殺人の場合や殺人の意欲がある場合は、殺意の通常の意味での「殺すつもりがあったかどうか」が問題になると説明すれば足りるとされ、司法研究の殺意の説明の射程外である¹¹⁾。本判決も、「殺そうという意思」を認定する際、司法研究の説明を用いていない。これは、裁判員にとってイメージしやすい心情である殺人の意図や意欲をわざわざ異なる表現に置き換えて説明する必要はないからであろう。

そして、認定の面から見ても、司法研究の説明のもとで認定される（未必の）殺意¹²⁾と殺人の意図や意欲では、着目すべき間接事実が異なる。

既に述べたように、司法研究の説明のもとで重視される間接事実、行為の危険性の高さとその認識があったことを示す事実である凶器の性状やその用法、攻撃部位、創傷の程度であるが、そこから推認される危険性の高さが、実際に被害者の死亡という結果を招くほどのかかなり高いものであっても、未必の殺意が認められるにとどまる場合もあり¹³⁾、これらの間接事実では未必の殺意が認められる場合とそれ以上に殺人の意図などが認められる場合とを線引きすることは難しいと思われる¹⁴⁾。

そこで、殺人の意図や意欲まであったと推認させる間接事実としては、動機が重視される¹⁵⁾。そのような動機は、被害者に対する強い怒り¹⁶⁾や恨み¹⁷⁾がある場合のほか、強盗目的¹⁸⁾や犯罪発覚を防ぐ目的¹⁹⁾等のために被害者の排除を必要とする場合にも認められる²⁰⁾。そして、行為前後の態度も、動機等の間接事実を補強して、殺害の意図があったことを示す間接事実となりうる²¹⁾。もっとも、行為前後の態度は、外形的には同様の態度でも、そのような態度をとった理由は具体的な事案によって様々であるから、行為前後の具体的な事実経過や被告人の過去の言動等に照らして検討する必要がある。また、行為態様の中でも、何度も被害者をナイフで刺すといった攻撃の執拗さや攻撃する際の力の強さは、殺そうという意図の現れとして考慮できる事実である²²⁾。

2 本判決における「殺そうという意思」の認定

本件では、殺人の意図や意欲があったことを根拠づける動機や行為前後の態度があったとは認められなかった。被告人は従前から、被害者に別れ話をされたと思うと、自身や被害者の生命を害するような言動をとってきており、「生命を害することに対するハードルが相当低いと認められ」ることから、「殺そうという意思」があったことを推認させるような動機があったとは認められないし、行為直後の「別れるくらいなら殺すって言ったよね」という発言も、そのような意思があったことを示すものとは解されなかったのである。また、被害者を執拗にナイフで刺したといった事情もなかった。

そして、本判決は、「殺そうという意思」を認めなかったことについて、そのような意思があったことを示す事実がないという消極的な理由だけ

ではなく、行為態様の面から積極的な理由を示している。すなわち、凶器であるナイフには殺傷能力が認められる一方で「人を殺す凶器としては迫力に欠く小さなもの」であることや、攻撃部位である背中、カ一杯ナイフで突き刺せば、迅速な救命措置がなければ被害者が死亡しかねないほどの重傷を負わせる部位ではあるが、首筋などと比較して人を確実に殺害できる部位とはいえないことから、本件行為は、被告人が殺害を企図していたことを示すとはいえない、という理由である。

すなわち、本件行為が、被告人が当時取りえた確実な殺害手段ではなかったことが「殺そうという意思」否定の理由となっている。本稿三1を踏まえると、行為の危険性がより高く確実な殺害手段といえることが、必ずしも殺害の意図を肯定するとはいえないが、被告人がより確実な殺害手段を取れたのに取っていなかったことは、殺害の意図まではなかったことを示す有力な事実となりうると考えられよう²³⁾。

●—注

- 1) 司法研修所編『難解な法律概念と裁判員裁判』(法曹会、2009年)11~12頁。
- 2) 最近では、たとえば鹿兒島地判令6・5・28LEX/DB25573779、仙台高判令7・4・22LEX/DB25622688など。
- 3) 高橋則夫「裁判員裁判と刑法解釈——司法研究報告書を素材に」刑ジャ18号(2009年)4頁、笠井治「裁判員裁判と刑法解釈——司法研究報告書を素材に」刑ジャ18号(2009年)12頁。
- 4) 司法研究の用い方について、半田靖史「裁判員裁判の判決書からみた『殺意』概念」法時83巻1号(2011年)91~93頁参照。
- 5) 司法研究の説明を用いつつ、殺意として「被害者が死亡してもかまわない」「やむをえない」といった心情を認定した最近の裁判例として、前橋地判令6・10・10LEX/DB25573925、高松地判令6・11・6LEX/DB25573892など。
- 6) 粟田知穂「刑事事実認定マニュアル(12)故意(その1)~殺意」警論76巻5号(2023年)125頁。
- 7) 粟田・前掲注6)129頁。なお、従来から司法研究の説明を用いない場合も、行為の客観的危険性を示す行為態様等の事実を主要な間接事実とし、動機や行為前後の態度等を合わせ、総合的に検討して、殺意が認定されてきた。
- 8) たとえば千葉地判令5・3・3LEX/DB25594750も参照。
- 9) 司法研修所・前掲注1)74頁。たとえば、青森地判令6・5・22裁判所ウェブサイト。
- 10) 田村政喜=田中昭行「殺意、総合認定」判タ1437号

(2017年)44頁、48頁参照。もともと、確定的故意を未必の故意と誤認したとしても、常に訴訟上の争点となるわけではなく、判決に影響を及ぼすことの明らかな誤認には属しないとされる(札幌高判昭38・12・17高判集16巻9号809頁)。

- 11) 司法研修所・前掲注1)12~13頁。半田・前掲注4)94頁も参照。
- 12) なお、司法研究の説明は、確定的殺意と未必的殺意の区別にとられないものである(司法研修所・前掲注1)10頁)。
- 13) たとえば、東京高判昭57・4・12高判速(昭57)188頁、東京高判昭57・4・28判時1070号142頁、東京高判平11・11・1東高判時50巻1=12号126頁。最近の裁判例では、静岡地沼津支判令5・12・20LEX/DB25597550。
- 14) 大野市太郎「殺意」小林充=香城敏磨『刑事事実認定——裁判例の総合的研究——(上)』(判例タイムズ社、1992年)17~18頁参照。
- 15) 遠藤邦彦「殺意の概念と証拠構造に関する覚書」植村立郎判事退官記念論文集 編集委員会『植村立郎判事退官記念論文集 現代刑事法の諸問題(第2巻第2編実践編)』(立花書房、2011年)213頁、原田保孝「殺意」小林充=植村立郎編『刑事事実認定重要判決50選(上)[第2版]』(立花書房、2013年)388~389頁、田村=田中・前掲注10)44頁。
- 16) 宇都宮地判平17・6・16LEX/DB28135241。
- 17) 広島高岡山支判平19・8・8裁判所ウェブサイト。
- 18) 広島高岡山支判平20・2・27裁判所ウェブサイト。
- 19) 東京高判昭60・3・20判時1159号170頁。
- 20) 確定的殺意を推定させる動機があった事実として、他に、札幌高判平5・10・26判タ865号291頁、千葉地判平12・9・20判時1756号165頁。
- 21) たとえば、被害者を殺害するために殺傷能力の高い凶器を準備していたこと(前掲注17)広島高岡山支判平19・8・8)や、行為前後に共犯者や友人、家族に対して被害者を殺害する(殺害した)旨の発言をしていたこと(千葉地判平22・8・6裁判所ウェブサイト)など。
- 22) 遠藤・前掲注15)216頁参照。参考となる裁判例として、たとえば、千葉地判平12・9・20判時1756号165頁、京都地舞鶴支判平16・1・20裁判所ウェブサイト、名古屋地判平27・2・20判時2352号108頁など。攻撃の強さは被告人の目的、動機に照らして相対的に判断されることもある(東京高判令6・9・24LEX/DB25621445)。
- 23) 横浜地判令元・12・13LEX/DB25564831も参照。